

議案第19号

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年久喜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

「

別表教育委員会の部中	委員長	月額 44,000円	を
	同代理	月額 35,000円	

」

「

教育長職務代理	月額 35,000円	に改め、同表放置自動車廃物
---------	------------	---------------

」

判定委員会の項の次に次のように加える。

ごみ処理検討委員会	委員	日額 6,000円
-----------	----	-----------

別表建築審査会の項の次に次のように加える。

（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会	委員	日額 6,000円
-----------------------------	----	-----------

別表幼児教育研究協議会の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策連絡協議会	委員	日額 6,000円
いじめ問題調査委員会	委員	日額 15,000円
いじめ問題再調査委員会	委員	日額 15,000円

別表生涯学習推進会議の項の次に次のように加える。

スポーツ推進審議会	委員	日額 6,000円
-----------	----	-----------

別表ことばの教室指導員の項の次に次のように加える。

特別支援教育指導員	日額 6,500円
-----------	-----------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職するものとされた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に該当する教育長が在職している場合は、その在職期間に限り、この条例による改正後の別表の規定（教育委員会の部教育長職務代理の項の部分に限る。）は適用せず、改正前の別表の規定（教育委員会の部委員長の項及び同代理の項の部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員長の報酬額を削除し、教育長職務代理の報酬額を定めるとともに、ごみ処理検討委員会委員等を非常勤特別職として位置付け、その報酬額を定めたいので、この案を提出するものであります。